

令和3年度門川町立図書館ボランティア募集要項

門川町立図書館の利用促進や読書の普及などを推進していくにあたり、その活動に対して協力・手助けをしていただくためボランティアを募集する。

門川町立図書館ボランティア登録・活動申込書[様式1]により申し込むものとする。

○募集対象者

1. 図書館でのボランティア活動を希望し意欲と熱意のある方
2. 門川町内に住民票を有し、年齢が20歳以上の個人の方

○活動内容

1. 読み聞かせや紙芝居、手遊び、保護者への絵本の紹介等を含む活動
2. 図書館敷地内の環境整備活動（草刈・剪定作業等）
3. その他館長が必要と認める活動

○活動期間・活動時間

1. ボランティアの登録時から当該年度3月31日までとする。
2. 活動時間は原則として開館時間内とする。

○活動場所

1. 門川町立図書館内(敷地内を含む)とする。ただし、ボランティア活動のための研修については図書館長の許可を得て館外(敷地外)で活動することができる。

○登録期間

1. ボランティアの登録時から当該年度3月31日までとする。
2. 年度ごとに登録・活動申込を必要とする。

○登録内容の変更等

1. 登録期間中に登録内容の変更が生じた場合は速やかにボランティア登録内容変更届[様式2]を提出しなければならない

(2枚目につづく)

○活動及び遵守事項等

1. ボランティアの人数に欠員が生じたり、定員に満たない場合の対応については図書館が判断することとする。
2. ボランティアは募集要項や図書館の規則を遵守し、職員の指示に従い、職員や他のボランティアと協力して活動しなければならない。
3. ボランティアは図書館が求める研修に参加するものとする。
4. ボランティアはその活動において知り得た個人情報並びに業務上の秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。
5. ボランティア活動中に政治・宗教及び営利に関する活動を行ってはならない。
6. ボランティアが活動するときは図書館が貸与する名札を着用するとともに、登録証[登録証様式]を携帯するものとする。ただし、草刈剪定などのボランティア活動において名札の着用が活動の支障になる場合は、着用を求めない。
7. 図書館長はボランティアが遵守事項に従わない場合や、図書館の名誉を著しく傷つけた場合などボランティアとして不相当であると認められる場合は登録を取り消すことができる。
8. ボランティアが故意または重大な過失により、利用者及び施設に損害を与えたときは、ボランティア本人がその弁償の責任を負うものとする。
9. ボランティアは門川町立図書館におけるボランティア活動を辞退しようとするときは辞退届[様式 3]を提出し登録を抹消するものとする。
10. ボランティア活動に対する謝礼・謝金や交通費等の支給はしない。

○募集人員は 20 名以内とする。

1. 専ら、読み聞かせや紙芝居、手遊び、保護者への絵本の紹介等を含む活動に従事するボランティアの人数を 16 名以内とする。
2. 専ら、図書館敷地内の環境整備活動（草刈・剪定作業等）に従事するボランティアの人数を 3 名以内とする。
3. 各人数が定員を超えた場合は、抽選とする。

○ボランティア保険

1. ボランティアとして登録後はボランティア保険に加入する。
2. ボランティア保険の加入手続き及び保険料の負担は門川町立図書館が行う。